

平成28年2月

シティ信金パーソナルダイレクト
ご契約者 各位

大阪シティ信用金庫

シティ信金パーソナルダイレクトのご利用限度額の改定について

日頃は、当金庫のインターネットバンキングサービス「シティ信金パーソナルダイレクト」をご利用いただき、ありがとうございます。

当金庫では、シティ信金パーソナルダイレクトによる万一の不正送金被害から、お客さまの大切なご預金をお守りするため、無料セキュリティソフトの提供、ソフトウェアトークンによるワンタイムパスワードの導入等を行ってまいりましたが、このたび、下記のとおりご利用限度額を改定させていただくことといたしました。

この改定により、ご利用のお客さまにはご不便をお掛けすることになります。お客さまの大切なご預金をお守りするための対策ですので、事情ご賢察のうえ、何とぞ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

平成28年4月1日（金）

※ 平成28年3月31日までにご契約のお客さまにつきましては、平成28年4月11日（月）以降に順次改定（変更）いたします。

なお、当金庫でのご利用限度額変更時に、ご利用限度額変更のご案内を電子メールにてご案内させていただきますので、事前に電子メールが受信できることをご確認願います。

2. 改定後のご利用限度額

1日あたり、1回あたり100万円とします。

3. 改定後の振込・振替限度額

振込・振替可能限度額を次のとおりとします。

3月31日現在の 振込・振替利用限度額	改定後の 振込・振替利用限度額
100万円以上	100万円
100万円未満	同 左

※ 平成28年4月1日（金）以降を指定する100万円を超える振込・振替は、ご利用にならないようお願いいたします。

4. ご利用限度額の変更について

(1) 個人のお客さま

ご利用限度額の変更を希望される個人のお客さまは、お取引店窓口にて「パーソナルダイレクト利用限度額変更届出書」を提出いただくことにより、1千円以上500万円までの変更が可能となります。

ただし、ご利用限度額を100万円以上に変更する場合は、トークンによるワンタイムパスワードのご利用が必要となります。

(2) 法人・個人事業主のお客さま

ご利用限度額の変更を希望される法人・個人事業主のお客さまは、お早目に「シティ信金パーソナルダイレクト」をご解約いただき、法人・個人事業主向けインターネットバンキングサービス「シティ信金ビジネスダイレクト」への切り替えをお願いいたします。

なお、切替時には概ね2週間、インターネットバンキングサービスがご利用できなくなりますので、切替時期にご留意いただきますようお願いいたします。

以 上